

熊本大学法学会発行
熊本法学 第三十号（一九八一年三月） 抜刷

マックス・ウェーバーにおける

法の社会学的考察について

若 曾 根 健 治

論 説

マックス・ウェーバーにおける

法の社会学的考察について

若 曾 根 健 治

わが国法社会学の形成と発展にたいし、早くに大きな影響を与えた外国人研究者として、R・パウンドやE・エールリッヒとともにマックス・ウェーバーがおり、そして彼が、法の教義学的考察方法にたいして、法の社会学的考察方法を提起したことは、これまでひろく知られており、いまだに贅言を要しないほどである。しかしながら、このことと、ウェーバーの法の教義学的考察方法・社会学的考察方法の区別がわが国ではたして正しいコンテキストのもとに理解されてきているか、ということとは、おのずと別個の問題である。本小論は、この後者の点につき、些かなりとも私見を述べようとするものである。

もとより、これによって、本稿は、ウェーバーが提起した法の社会学的考察ないしその方法を弁護しようとか擁護しようとかするものではさらさらない。ウェーバーの法の社会学的考察方法にたいしては、周知の通りすでにいくつかの問題点が指摘されてきており、この指摘には、ウェーバーの法の社会学的考察に接するに際して、たえず顧慮せざるをえないものがあるからである。これにたいし本稿は、ウェーバーの法の社会学的考察にかんするわが国法学界

の一傾向を指摘し、この傾向を支えていると思われる一見解にたいし疑問点を提示することで、ウェーバーの法の社会学的考察のもつ意味を多少とも明らかにしようとするものである。その趣旨は、ウェーバーの法の社会学的考察がわが国法社会学あるいはひろく法学の今後の発展にとっていかなる意義を有するかを確かめておきたいと思うことにある。そこでまず、本稿の直接の契機となった、ウェーバーの法の社会学的考察にかんするわが国法学界の一傾向と考えるものにつき、以下で指摘しておかねばならない。

一九七二年から七三年にかけて刊行された川島武宜編集『法社会学講座』（全一〇巻）は、わが国における法社会学研究史上画期的な意義をもつのみならず、「世界の法社会学会に類例のない企画」とすら評価されているのであるが、この講座の中で、他の多くの外国人研究者の法社会学研究と併んで、ウェーバーの法の社会学的考察方法について、様様のかたちで数多くの紹介ないしコメントがなされているのは、当然のことであろう。住谷一彦「マックス・ウェーバー」（講座第一巻「法社会学の形成」所収）はその一つであると同時に、ウェーバーにかんする本講座中の諸論稿のうちで最も基本的なものの一つでもあろう。その中で住谷氏は、「ウェーバーの法社会学」における「方法的特質」について、次の二点を指摘された。まず第一に、住谷氏は、矢崎光圀「解説」（ウェーバー著・小野木常編訳『法社会学』所収）にあらわれた「法解釈学と法社会学との対抗」論を詳細に引用されつつ、自らも次の如く指摘されるのである。「ウェーバーの法社会学を貫串する方法」、換言すれば法の社会学的考察方法は「たしかに法解釈学のととの対比において把えるとき、最も鋭くその特質を示すものであると。ここにいう「対比」とは、ほぼ「対抗」ないし「対抗関係」（矢崎氏）の意味に解される点は、次に示す通りである。すなわち、第二に、上述第一点とのかかわりで住谷氏は更に次のようにも述べられるのである。ウェーバーは、ただ単に「法解釈学と法社会学との対抗関係」のみならず、他面「法解釈学と法社会学との」相補関係」をも指摘したのであり、この点に注意すべきであり、ある意味で、かの「対抗関係」よりもむしろこの「相補関係」が重視されるべきであると。

以上の如く、住谷氏は「ウェーバーの法社会学」における「方法的特質」を、第一に矢崎氏にそくして「法解釈学と法社会学との対抗関係」、そして第二に矢崎氏にたいして「法解釈学と法社会学との相補関係」の中に、求めようとするのである。ここで、次の二点の問題が指摘できる。第一に(a)、ここには、明らかに、「法解釈学」がウェーバーの「法の教義学的考察」に、「法社会学」がウェーバーの「法の社会学的考察」にそれぞれ対応するものと見なされている点である。このように、ウェーバーの法の教義学的考察および社会学的考察のそれぞれと、わが国で普通に考えられている法解釈学と法社会学のそれぞれとを直接結びつけるのは、わが国で法社会学がその性格や方法において多様に理解されている点だけから見ても、余りにも素朴な見解に思えるが、この種の見解は、決して住谷氏ひとりのものでなく、例えば、中野貞一郎氏がウェーバーの法の社会学的考察方法は「法解釈学と法社会学の二元的対立を認めるところから出発する」ものと指摘されるところにも知られる通りである。第二に(b)、ここには、明らかに、法解釈学との「対抗関係」あるいは「相補関係」が、ウェーバーが行なった、法の教義学的考察方法と社会学的方法との区別を、正しいコンテクストのもとに捉えたものといえるかどうかは、疑問である。しかし本稿は、この問題自体には立ち入ることはせず、以下、ウェーバーの法の教義学的考察方法と社会学的方法の区別にかんする住谷氏の見解の基礎となっている、矢崎氏の見解をとくにとりあげ、前述したごとくこれに疑問点を提示することで、本稿の課題に答えて行きたい。

- (1) 加藤新平「法社会学とはいかなる学問か」（一九五一年）藤田勇・江守五夫編『文献研究日本の法社会学』（一九六九年）二五七—二六一頁参照。ウェーバーの法の教義学的考察方法と社会学的考察方法との相違に、とりわけ、注意を喚起しようとするものに、世良晃志郎「訳者あとがき」同訳『法社会学』（一九七四）、五四〇—四二頁がある。なお、ウェーバーの「法社会学」に関連する諸文献については、前掲世良「訳者あとがき」を参照。その他、比較的古いものとして尾高朝雄「法律社会学の概念とその問題（一一三）」『法学協会雑誌』四四の四—一六（一九二六）、我妻栄「私法の方法論に関する一考察」（一九二六）『近代法における債権の優越的地位』、さらに、和田小次郎「ウェーバーにおける『国家外的法』」「法をめぐる闘争と法の生成」（一九五三）、笠原正成「法社会学の一考察」『日本大学世田谷教養部紀要』第五輯（一九五六）、中野貞一郎「マックス・ウェーバーにおける裁判の法社会学的考察」『訴訟関係と訴訟行為』（一九六二）、三木新「マックス・ウェーバーの「法」に関する見解」『座大法学』三の一（一九六九）、六本佳平「M・ウェーバーの「法」概念の構成」『法社会学講座』3（一九七二）一六五頁以下、川島武宜「M・ウェーバーの概念構成について」同、一七三頁以下、広中俊雄「裁判における形式的規準と実質的規準」『法社会学講座』5（一九七二）、川島武宜「決定規準としての「法源」」同、石部雅亮「ウェーバーの理論」『法社会学講座』7（一九七三）、吉田勇「ウェーバー「法社会学」における「形式合理的」法思考の問題性をめぐって（一）—（8）」『九州大学産業労働研究所報』第五八・五九—六三、六六—六八号（一九七三—七六）、塩原勉「ウェーバー」『社会学講座9法社会学』（一九七四）、阿閉吉男「法社会学的思考」『ウェーバー社会学の視園』（一九七六）、平松紘「ウェーバーの法理論」『現代法社会学講義』（一九七六）、などを見よ。
- (2) この点については、とりわけ、広中俊雄、前掲論文および同「法学とウェーバー」大塚久雄編「マックス・ウェーバー研究」（一九六五）、六本佳平前掲論文、を参照。
- (3) 及川伸「法社会学の方法論と法社会学講座」『法社会学』二七号（一九七四）、五〇頁。
- (4) 『法社会学講座』1（一九七三）、一四三頁。
- (5) 前掲書、一五三頁註（19）。〔 〕は筆者。

- (6) 例えば、「実践科学としての法解釈学に対して、法に関する理論的・経験的な科学として、法社会学がある」と(碧海純一編者「法学における理論と実践」(一九七〇)三九頁(山田卓生))。なお川島武宜「法社会学上」(一九四八)五頁参照。
- (7) 矢崎光圀編「現代法思想の潮流」(一九六七)、一二四頁。

二

さて、前記矢崎光圀「解説」(一九五九)は小論ながらも、当時、川村泰啓氏の一連の研究と併んで、わが国において比較的早期に、ウェーバー『法社会学』(すなわち『経済と社会』(初版一九二二)第一部第一章・第二章。同(五版一九七二)第一部第一章・第七章)における方法的見地を本格的に紹介した貴重な論稿であったのだが、これまで、この「解説」を正面からとりあげるといふことは行なわれてこなかったように思われる。ところでこの「解説」は、「一作品の素描」および「二社会科学と法学の科学性」の二章からなっているが、本稿ではとくに前者から次の三点をとりだしたい。すなわち、矢崎氏はウェーバー『法社会学』を「先練された技巧をもってきずきあげられた宏壮な建築物」にたとえられつつ、これを「建築様式の面から」、次の如く素描して行くのである。⁽¹⁾

まず第一点。ウェーバー『法社会学』というこの建築物の「建築様式のなかでとくに注意を要する点は、上から荷をかけてくる荷重とこれをささえつきあげてゆく支力との対抗の問題である。この荷重と支力との関係を象徴しているのが形式合理的な法とその限界、法解釈学と法社会学との対抗」である。法解釈学と法社会学とのこのような対抗は、「社会および思考」の「合理化の方向が近代社会の成立と展開をささえながらそのきわまるところに生じ」た。すなわちウェーバーは、そのような対抗を、「法および法思考をめぐる二つの、しばしば対極となる問題」と捉えたのである。

次に第二点。このように、法解釈学と法社会学という「二つの法学のありかた」は、同時に、ウェーバーの「法に

ついでに二つの見方、法学的な見方と社会学的な見方」におのおの対応するのである（「論理の問題」）が、他面、「こうした二つの見方はそれぞれ歴史的な意味をになっておる。「二つの」見方―考察方法の背後にはそうしたちがいを促した歴史の縦軸の問題」があるのである。すなわちウェーバーによれば、「西洋における近代の社会・法・法思考は、その予測可能性、または合理性という点では一連の連鎖となって成立もし発展もしている」のであり、この点を法学について見ると、「近代の法学、とくにドイツのそれを典型とする法学、法解釈学はこのような「近代の社会・法・法思考の」形式合理化の方向が次第にたかまってゆくその限界（「境界」）に位置している」のだ。ところが、このような西洋近代の社会・法・法思考の「形式合理化」には「限界」があり、この「限界」は同時に法解釈学の「限界」なのである。こうしてウェーバーが、法解釈学のこの「限界」の「批判として」「用意したのが法社会学ないし法の社会学的な見方」であった。以上が「歴史の縦軸の問題」である。換言すれば、ウェーバーの法の社会学的考察方法・社会学的考察方法という「二つの見方はそれぞれ法学の歴史の各断面をあらわすものなのである。「たとえば自由法論という名のもとに一九世紀すえから二〇世紀はじめにかけてあらわれた（概念法学的）法解釈学批判のうごき」がこれである。そしてこの「うごき」を担うものこそが、ウェーバーの「意図したところ」によれば、「新興の、いいかえれば将来への志向をふくむ法社会学をおいて他にな」かったのである。

最後に第三点。「経験的な科学としての法学は法社会学であり、法解釈学は法の教義学である」とするウェーバーの所論の中には、法をめぐる「科学観」の「推移」があらわれている。それはこうである。かつて「概念法学の法実証主義が支配した時代」（A）には法解釈学こそが科学と見なされたのに反し、今やひとたび法社会学が「新興の科学」として登場する時代（B）となると、法社会学こそが科学と目されるに至った。このようにして、法解釈学と法社会学とは、法学史上、「（法学研究の）両極端とさえ考えられてきた」。この場合、法解釈学と法社会学との区別を決定づける「科学観」そのものに、（A）と（B）との両時代の間で、はたして「どれだけの変化と発展がみられ

る」ものかは、これ自体改めて検討されるべき問題なのだが、これはともかく、重要なのは、ウェーバーが「法社会学と法解釈学を対比する」ときとりあげた諸点（すなわち、対象・方法・概念構成などをめぐる法解釈学・法社会学間の諸相違点）が、右のごとき「科学観」そのものの「変化と発展」（すなわち「科学観」の「推移」）を示す「一つの、しかしきわめて重要な尺度として役立つのではないか」ということである。

以上三点にわたって、ウェーバーの法の教義学的考察方法と社会学的考察方法の区別をめぐる矢崎光圀氏の見解をいささか立ち入って紹介して来た。この矢崎見解は、前述のごとく、これまでのところさほど検討の対象としてとりあげられてこなかったもののように思われ、本稿でこれを取り扱かうのも必ずしも無用とばかりはいえない。これと関連し、あらかじめ次の二点を指摘しておきたい。まず、右矢崎氏の見解は今から二〇年余りも以前のものであり、また前述住谷一彦氏がこれに注目されてからもすでに八年余り経過しておるものであるが、いずれにしても、この間に、矢崎氏が当時の右見解にたいしてどのような態度をとられるに至っているかは、残念ながら筆者は確かめる術をもたない。ただ、矢崎氏が、近著『法哲学』（一九七五）第二章「法学方法論——解釈と基礎」で、ウェーバーが「『法社会学』その他で「法律学的、ないし教義学的考察方法」と呼んでいるものは基本的には」彼が「十九世紀以後のドイツ法学——解釈学」すなわち「私法解釈学——パンデクテン法学」を「やや広汎な視野から捉えたもの」と指摘されるのは、前記矢崎氏見解の第二点の内容の一斑ともさほど大きな隔たりは見られないところから推察して、現時点で前記矢崎氏見解をとりあげることが、全く肯綮にあたらぬものでもないと思われるのである。

つぎに、前記矢崎氏の見解は、およそウェーバーの法の教義学的考察方法と社会学的考察方法との区別の問題について、われわれが考察をめぐらすにあたり、ほぼ網羅的に必要な問題点を提示するものと見ることができようが、他方、矢崎氏が提示される個々の論点につき、矢崎見解とほぼ近似する他の見解もこれまでに散見されるのである。とくに、矢崎見解の前記第二点に示されている、西洋近代の社会・法・法思考における「形式合理性の限界」そしてこ

れに伴う法解釈学の「限界」の指摘について、これが言える。例えば、青山秀夫氏によれば、ウェーバーは「学問の立場を一貫しながら社会主義の問題に接近」したのであるが、この場合彼は「この学問的なる接近の通路」を「近代資本主義の合理性とその限界の問題に求め」たと。また石尾芳久氏によれば、ウェーバーは、「経済と社会」(第五版)第二部第七章(法社会学)第一節「事項的な法領域の分化」で、「公法」と「私法」との区別、「刑法」と「民事法」との区別、「法創造」と「法発見」との区別など、「今日の法理論と法実務が知っている」種々の区別を論ずる中で、彼は、「[法] 解釈学的理論が様々の限界につきあたることを検証」し、「その限界が法社会学の出発点であることを明示」した⁽³⁾。さらに石部雅亮氏によれば、ウェーバーは、「概念法学を現代の理想法とみ」て「自由法学を非難したのではな」く、「近代法学の危機的限界の状況をはっきり認識し、現代の法状況を形式的合理性と実質的合理性との葛藤」と捉えた⁽⁴⁾。このように見てくれば、矢崎氏の前記第二点の見解は、少なくともその一斑において決して矢崎氏ひとりのものではないことが、よく分かるであろう。

右三点の矢崎光圀氏の見解のうち、第一点が住谷一彦氏によって参照されたものであることは、前述の通りだが、本稿で主にとりあげようとするのは、第二点第三点に示された見解(すなわち、近代の法の「形式的合理性」と法をめぐる「科学観の推移」との問題)である⁽⁵⁾。実は当初本稿はとくに一章を設け、第一点の矢崎氏見解および住谷氏見解にあらわれた、ウェーバーの法の社会学的考察にかんするわが国法学界の一傾向(すなわち、ウェーバーの法の教義学的考察と社会学的考察のそれぞれを、わが国の法解釈学と法社会学のそれぞれに直接結びつけようとする考察態度)を批判的に検討するために、矢崎氏の前記見解が発表された当時(一九五九)におけるわが国法社会学研究(この当時は、「法律制度の歴史的研究」が主流をなした)の具体的研究成果⁽⁶⁾のごく主要なものを例にとりあげ、これらの研究における問題関心・研究方法とウェーバーの法の社会学的考察におけるそれとの間の異同の問題に、論及する予定であったが、紙幅の都合で残念ながらこれを割愛せざるをえなかった。この点、読者諸氏の御海容を乞う次第で

ある。

ただここで次の二点のみは指摘しておきたい。(イ)ウェーバーの「法の教義学的考察」・「法教義学」は、狭義の「法解釈学」でもなくいわゆる「法の解釈」でもなく、ケルゼンの「純粹法学」(これは周知のごとく、「一切の政治的イデオロギーと一切の自然科学的分子から純化されたところの、その対象が固有法則性を有することによってその特質を自覚し」、「法規範の意欲や表象にはなくて、意欲又は表象された意味内容としての法規範に目を向け」⁹⁾ようとするもの)に近いものと指摘されているし、また、わが国の「法解釈学」については、かつて来栖三郎氏が法の解釈にあたっては法規範を「現実の社会関係の観察・分析によってその中から汲みとる」「社会学的方法を一貫」¹⁰⁾して用いるべきと主張されたことが思い起こされるし、さらに、「社会生活事実の經驗的探求、なかならず人間の社会的行為の行動科学的研究」が法の解釈の領域に「科学的な判断資料を提供し、それによって法解釈学の客観性を次第に高める」¹³⁾との認識が広まってきているのである。(ロ)矢崎氏は、「經驗的な科学としての法学は法社会学」(前述第三点参照)というウェーバーの認識は、ウェーバーの時代は格別、「こんにちではべつに目あたらし」¹⁴⁾くはなく「わが国ではかなりに根づよいものとなっている」と見られた。しかし、わが国の「法社会学」については、一九七二年の段階においてすら、法社会学は「研究者によってまちまち」に理解されているとか、法社会学は「これまでのところ、まだ固有の方法論」をもたないとか指摘されている¹⁵⁾。したがってわが国法学界におけるこのような事情を顧慮するとき、わが国の法社会学に言及しつつ例えばウェーバーの法の社会学的考察を考察しようとするときには、考察者が一方でウェーバーの具体的な研究を念頭に置く以上、他方でも同じく、わが国法社会学の具体的研究成果を個々に提示しつつ、考察をすすめる必要がある。このような考察態度によってはじめて、両者の研究の関連なり相違なりが、何びとにも理解しうるかたちで明らかとなるのである。以上の点では、わが国法学界は未だ満足なものではないように思われる。

- (1) ウェーバー著・小野木常編訳『法社会学』（一九五九）三九三―一九六頁。「」は筆者。
- (2) 矢崎光圀『法哲学』（一九七五）、五九―一六〇頁。
- (3) 青山秀夫「近代資本主義経済の合理性」『マックス・ウェーバーの社会理論』（一九五〇）、一三二頁。
- (4) 『マックス・ウェーバーの法社会学』（一九七二）一頁。
- (5) 石部雅亮、前掲論文、一〇二頁。
- (6) このうちウェーバーの「合理性」ないし「形式的合理性」への矢崎氏の論及は、他に例えば、「合理的市民法と法学的世界観」（日本法哲学会編『私法の理論』（一九五二）一八〇頁以下、「法哲学と法社会学」（一九七三）四四、五八―九、一〇七頁、『法哲学』二〇二頁以下、などにも知られる。
- (7) 森島昭夫「終戦後の法社会学」『法社会学講座』2（一九七二）二八八頁、渡辺洋三「戦後法社会学の回顧と展望」同著『法社会学の課題』（一九七四）一〇二頁。なお、森島氏によれば、終戦後から一九七一年までの法社会学史は三期に分けられ、その第二期は一九五二年から六〇年にあたり、この期の法社会学は「明治以降の法律制度の歴史的研究」にすぐれたものを残した（註（8））にあげるもの以外に、「講座 日本近代法発達史」1（一九五八）が直ちに想起されよう）が、これにたいし、「歴史的研究」にたいするに、現時点における「現実の法現象」の分析を行なうべき、「経験科学としての法社会学」の研究は、この第二期には端緒にいたばかりで、次期にいわゆる「経験法学」として開花して行くものであった。第二期のこの種の研究としては、川島武宜氏の一連の研究（例えば「現象としての慣習法」『法律時報』二八の七（一九五六）、『法社会学 上』（一九五八）、「法社会学の課題」『ジュリスト』一九四（一九六〇））が知られる。
- (8) 例えば、潮見俊隆「漁村の構造―漁業権の法社会学的研究」（一九五四）、渡辺洋三「農業水利権の研究」（一九五四）、千葉正士『法社会学と村落構造』（一九五六）、川島武宜・潮見俊隆・渡辺洋三編『入会権の解体Ⅰ』（一九五八）、川島武宜『イデオロギーとしての家族制度』（一九五七）、広中俊雄『日本の警察』（一九五五）、などである。なお、山田卓生「日本における法社会学研究の現状」『理論法学の課題』（基礎法学シリーズⅢ）（一九七二）一〇七頁註（8）参照。とり

わけ、「漁業権（＝漁場の所有・利用関係）」・「水利権」・「入会権」のそれぞれの権利（この権利は「社会的存在としての権利」として捉えられた」としての、性格および構造を明らかとしようとした諸研究（すなわち、権利の「実態についての考察」）は、川島武宜『所有権法の理論』（一九四九）における、「近代的所有権」の、「現実的な社会現象」としての権利の「法社会学的な分析」とともに、以後のわが国法社会学研究全体の中で大きなウェイトを占めるに至ったものである。

(9) ケルゼン・横田喜三郎訳『純粋法学』（一九三五）、一頁、二六頁。

(10) 世良晃志郎「現代社会と法」『法社会学講座』10（一九七三）二八頁、ウェーバー・世良訳『法社会学』一一頁註（二）、阿閉吉男、前掲書、一六八頁註（2）。なお、恒藤恭監修『法学研究入門』（一九五五）、二八八頁（細野武男）も見よ。

(11) 来栖三郎「法の解釈と法律家」『私法』11（一九五四）、二三頁。

(12) 日本法社会学会編『日本の法社会学』（一九七九）、六五―六六頁（利谷信彦）参照。

(13) 碧海純一「現代法解釈学における客観性の問題」同編『現代法学の方法』（一九六六）、二三頁。

(14) 以上のごとき傾向の下にあるわが国の「法解釈学」が、「純粋法学」の考察方法（これによれば、「純粋法学」が「何かの事実を把握するとすれば、単に、この事実が法規範の内容である限りにおいて、即ち、法規範によって規定されている限りにおいてである」（『純粋法学』二六頁））といかに異なるものかは、明らかである。なお、一般に、「法解釈学」と「法教義学」のかかわりについては、矢崎光圀『法哲学』六〇―六二頁を参照。

(15) 森島昭夫、前掲論文、二五五頁。なお、本文右述の矢崎見解とはほぼ対蹠的とも思われる見解が、矢崎見解の三年前の一九五六年に尾高朝雄氏によって次のごとく表明されていたのも参照。すなわち、わが国の「法社会学は、またわずかに緒にすぎないだけの学問であり、現在では、その研究は、法解釈学の補助科学的な意味で行われているにすぎない」と（『法学の方法』法哲学講座）第一巻、一五一頁）。そして尾朝氏は、この時期の法社会学研究が「法生活の実態を調査すること」で「法解釈のための新しい手が見出そう」とし、これがゆえに「法社会学の客観的な発達」が妨げられていると指摘されたが、ここにわが国の法社会学の基本的特徴と同時に問題点が存するのである。この点は、一九七一年に山田卓生氏が、わが国法社会学

学研究がこれまでに余りにも「法の解釈に役立つもの、法の解釈に採用できる議論なり資料を求めすぎてきた」ことを回顧、反省されていることも符合するのである（註（8）所引論文、一〇九頁右段）。

三

さて、矢崎光園氏見解の第二点第三点である。まず第二点である。矢崎氏は、ウェーバーの法の社会学的考察は、これがドイツ近代の法学すなわち法解釈学の「限界」、法および法思考の「形式的合理化」の「限界」を「批判」するため、提起されたものと捉えられた。しかし、このような理解は、（a）「自由法論」時代（十九世紀すえから二〇世紀はじめ）以前（一九世紀後期）において、ドイツの市民層が「体系的に法典化された法（systematisch kodifiziertes Recht）」を求めたの⁽¹⁾に⁽¹⁾応じて、近代ドイツの法学（普通法学）が「形式的に合理的な法」をつくりあげて行ったこと（けだし、経済的利益関係者（とりわけ「経済的な永続的経営の担い手」）は、「形式的で同時に合理的な裁判」が行動の「自由」を保障してくれるものと見た⁽²⁾からである）と、（b）ウェーバーが近代の法を「形式的に合理的な法」と性格づけたことを混同しようとするものである。両者は全く別個の問題領域に属し、これの混同は、ウェーバーの法の社会学的考察を誤るものである。けだし（a）は、「自由法論」時代以前という特定の歴史段階に現実⁽³⁾に、ドイツ普通法学（ウェーバーによれば「最高度の方論的理論的合理性（methodisch-logische Rationalität）を達成した形の法学研究」⁽³⁾）が、特定の法形態として「形式的に合理的な法」を生み出したことを問題とするのに反し、（b）は、ウェーバーが法および法実務の「形式的に合理的な性格を一つの社会学的概念（ウェーバーの場合、「理念型」概念）として提起したことを問題としている。（a）の「形式的に合理的な法」の形成は「歴史の現実」の問題であり、（b）の近代の法の「形式的に合理的な性格は、歴史の現実においては実現されそうもない性質のもの、いわば「ユートピア的性質」の問題なのである。（a）と（b）とは同じく「形式的に合理的

的な法」を問題とするものの、両者は全く異なる問題領域に属し、これが相互に直接接触することはない。このことは、ウェーバーが提起した「形式的に合理的な法」を、実体化して捉えてはならないこと、歴史の現実の中に実際に存在するものと見てはならないことを意味するものに他ならない。次に第三点である。矢崎氏は、ウェーバーが法の教義学的考察（矢崎氏によればわが国の法解釈学）と社会学的考察（同じく法社会学）とを対比したことをとりあげ、この両考察のそれぞれの背後に法をめぐる特定の「科学観」があるとされ、しかもこの科学観そのものにも「推移」があると見られた。しかしこのような理解は、ウェーバーの法の社会学的考察の理解を誤まるものである。すなわちこうである。「自由法論という名のもとに一九世紀すえから二〇世紀はじめにかけてあらわれた（概念法学的）法解釈学批判のうごき」（矢崎氏）があったことは、確かに事実である。この事実は、「日本民法のドイツ流解釈法学を発展させた」⁽⁶⁾ひとりである石坂晋四郎氏自身がすでに「独逸近時ニ於ケル私法学界ノ趨向」（一九〇九）で、「論理法学」にたいする「利益法学」あるいは「自由法」学の出現として詳細に紹介されたところであった。しかし、注意すべきは、ウェーバーの法の社会学的考察がこのような現実のドイツ私法学方法論の「趨向」に即応して提起されたということがごときものではなかったことである。ウェーバーの法の社会学的考察と現実のドイツ私法学における学界動向とは、全く異なる問題領域に属し、これが相互に直接接触するということはない。

以上大略述べたところを、以下三点において具体的に示して行きたい。

- (1) Max Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, 5. Aufl., Studienausgabe, 1972, S. 471. (小野木常編訳『法社会学』二一八〇頁、石尾芳久訳『法社会学』(一九六七改訂版)二〇二頁、世良晃志郎訳『法社会学』三八四頁)
- (2) M. Weber, a. a. O., S. 470. (小野木編訳二七八頁、石尾訳一九九頁、世良訳三八二頁)
- (3) M. Weber, a. a. O., S. 397. (小野木編訳八二頁、石尾訳二八一頁、世良訳二〇六頁)

- (4) したがって、ウェーバーを、「あたかも事実として存在する形式合理的裁判が自由法運動により危険にさらされているかのごとき印象を作り出した」（村上淳一「ドイツ法学の方法と民主主義」『法学協会雑誌』八三の六（一九六六）、八〇頁下段）ものと捉えるのは、問題である。ウェーバーの「形式的に合理的」（後述）な裁判は「事実として存在する」ものではない。
- (5) 豊海純一「新版 法学概論」（一九六四）二二一頁以下、同「法学における理論と実践 史的素描」『法学における理論と実践』二二頁以下参照。

(6) 日本評論社編『日本の法学』（一九五〇）四六頁下段（末川博氏発言）。

(7) 『民法研究』第一卷（一九二二）一〇七頁以下。

(三一)

ウェーバーは、周知の通り、「理念型」概念として「形式的に合理的な法」を提起し、そしてこれには、これまで比較的多くの関心が払われてきた。⁽⁸⁾ このことはいうまでもなく正しい。すなわち、ウェーバーが法の社会学的考察において問題としたのは、すでに古く川村泰啓氏が的確にも指摘されたごとく、「近代資本主義の最高度に形式的な計算合理性と近代法の法機能の予測可能性とのあいだの適合的な・助長促進的な関連」であり、そしてこのような「近代法の法機能をそもそも予測可能なものとしているところの・近代法の客観的法構造およびその結果に助長促進的にはたらいた西欧の特殊の諸事情」⁽⁹⁾であったからである。ウェーバーは、周知のごとく「西欧文化に特有の合理主義の特性如何」を問題とし、この問題の一つとして「近代資本主義の合理性」を取り扱ったのであるが、この「近代資本主義の合理性を本質的に規定しているものは、技術的に決定的な諸要因の可測性（Berechenbarkeit der technisch entscheidender Faktoren）、それも正確な計算に立脚した可測性」であったからである。したがって、近代の資本主義が合理的な資本主義たろうとすると、そのためにそれが必要としたもののひとつが、「予測可能な

法、および形式的規則にしたがう行政」であったことは、よく理解できるところである。こうして、ウェーバー自身の問題関心に導びかれて、これまで、この「予測可能な法」すなわち「形式的に合理的な法」がしばしばそれ自体として、独立にとりあげられ、それが有する構造や機能が比較的多く考察の対象とされてきたのである。しかしながら、ほんとうは、この「形式的に合理的な法」は、ウェーバーによって、ただこれのみが単独に提起されたのではなくて、他の「法」すなわち「実質的に合理的な法」、「形式的に非合理的な法」および「実質的に非合理的な法」の三つの「法」とともに、提起されたものであり、したがって、これら三つの「法」とのかかわりにおいて捉えられてこそ、本来の意味をもつものである。ウェーバーの「形式的に合理的な法」を實體化して考えるのは、実はこの点を十分顧慮しないことからくるのである。

ウェーバーは、西洋がどのようにして「形式的に合理的」な性格の法を獲得したかを問題とするにあたり、西欧近代の法を含め世界史の諸段階にあらわれた諸々の法を、比較史的考察の対象としたが、この場合、これらの法の種々相（ないし特質）をあらわすのに、いくつかの「理念型」概念を用いた。これが「合理的」・「非合理的」・「形式的」・「実質的」の四概念である。法の種々相はすべて、この四概念の「組み合わせ」であらわされたのである。ところで、これら四概念はいかなる問題関心から構成されたものか。それは、「法実務」（すなわち、現行法を新たにづくり（法創造）、この現行法を個々のケースに適用する（法発見）の二作業であり、とりわけ後者）が、いかなる種々の技術的手段によって行なわれるかの問題関心からである。この技術的手段の種々相が四つの概念の組み合わせで表現されたのである。まず、法実務は、「合理的」（rational）か「非合理的」（irrational）かのいづれかの手段を用いて行なわれる。このうち「合理的」とは、法実務が「一般的な規範」の個々のケースへの適用という形で行なわれること、これにたいし「非合理的」とは、個々のケースの決定が「一般的な規範」の適用という形では行なわれず、個々のケースは、そのときそのときで使用可能な手段によって決定されること（したがって、この決定からは

「他の事件についての将来の判決を拘束するような『先例』」は生まれない）、を示すものである。このように決定に際し「一般的な規範」を用いるか否かで、法実務は「合理的」か「非合理的」かのいずれかの性格をもつことになる。次に、「合理的」な法実務も「非合理的」な法実務も、一方で「形式的」(formell)でもあるし、他方で「實質的」(materiell)でもある¹⁶⁾。ここでまず、「形式的」とは一義的な「法的に重要なメルクマール」が決定の基準（ないし手段）となる場合を指す。この「メルクマール」は、理性的にコントロールしうる性質のものもあるし、理性的にコントロールしえない性質のものもある。後者の「メルクマール」による決定が、個々のケースごとに個々のケースに即して行なわれるときに、「形式的に非合理的」な法実務が存するのである。たとえば、神託・神判・「宣誓補助者」による誓約、などに見られる、「呪術的または神秘的な力」による決定がこれである。前者の「メルクマール」(これは、「感覚的に直観的」な性質のもの(例えば、契約や訴訟で使用される特定の式語)のときもあるし、抽象的な「法概念」のときもある)が、個々のケースにたいし一般的に適用されるときに、「形式的に合理的」な法実務が存するのである。次に、「實質的」とは、「価値評価」が決定の基準（ないし手段）となる場合である。「評価」は、倫理的、実用的・功利的(合目的)、政治的など様様な性質のものでありうる。この場合、「評価」が個々のケースごとに個々のケースに即して具体的に行なわれるときに、「實質的に非合理的」な法実務が見られるのである。ここでは、とくに、「感情的な価値評価」(いわゆる「衡平感情」)も重要な働きをする。これにたいし「評価」が、個々のケースの具体的評価でなく、個々のケースにたいし「命令(Imperative)」・「規則(Regeln)」・「格率(Maximen)」などの諸原理のかたちをとって適用される、「内容的に一般的」な評価であるとき、「實質的に合理的」な法実務が見られるのである。以上が、「合理的」・「非合理性」・「形式的」・「實質的」の四概念の内容である¹⁷⁾。ここで、次の二点を指摘しておきたい。第一に、ウェーバーは、右述に示したごとく四概念を種々に組み合わせることで、歴史の現実における法および法実務を叙述する道具としたのであるが、実際の叙述において

は、右四概念は、必ずしも当初の概念規定通りには用いられず、あるいは、必ずしも相互に明確に区別されず、この点で、ウェーバーの叙述には多少明晰でないところがある。この点は、ウェーバー自身が、「すべて形式的な法は、形式的には少なくとも、相対的に合理的」なもの⁽²⁰⁾と見るところからも、ある程度うかがえる。第二に、右「合理的」・「非合理的」・「形式的」・「実質的」の四概念は、法・法実務のみならず、経済生活の種々相ないし性格を示す場合にも用いられたものであったことは、ウェーバーが、古ゲルマン社会における耕地配分の「形式的平等性」の問題を提起したところ⁽²¹⁾にも明らかである。

こうして、ウェーバーは、法実務家を用いる、法実務実現の手段（「法技術的手段」(rechts-technische Mittel)）の種々相として、「形式的に合理的」・「形式的に非合理的」・「実質的に合理的」・「実質的に非合理的」な手段という四つの組み合わせをつくり、法技術的手段のこの四つの組み合わせから生まれる法の種々相をそれぞれ、「形式的に合理的な法」・「形式的に非合理的な法」・「実質的に合理的な法」・「実質的に非合理的な法」として、提起したのである。この場合法実務家は、世界史の諸段階に応じて、カリスマ的法予言者・法名望家（「法の語り手」(Gesetzssprecher)）、ラヒンブルゲン (Rachimburgen)、審判人 (Schöffen)、時々⁽²²⁾は祭司⁽²³⁾）、・教権制的支配者、家産君主とこれらの官吏（「インペリウム」||「家外的な諸権力」）・訓練された法通曉者（「文献的で形式的・論理的な訓練」による「法学教育を受けた人」）などとして、あらわれた⁽²⁴⁾。法・法実務の種々相のうち、歴史的に始源的な性格のものは、ウェーバーによれば、右の四つの組み合わせの中では、「形式的に非合理的」な性質のものである。ウェーバーはこれを、「呪術に由来する形式主義と啓示に由来する非合理性の結合形態」と呼んだ⁽²⁵⁾。ところで、法はこれら実務家（「裁判官」）だけによって形成される（「先例」による法形成）のでは決してなく、法形成の源泉は他に、「利害関係者」（例えば、「財貨取引の法利害関係者」）および「当事者に対する職業的な助言者たち（弁護士）」の中にも、求められるのである⁽²⁶⁾。

以上のことより、まず第一に、ウェーバーの「形式的に合理的な法」は、他の三つの「法」とのかかわりにおいて理解されねばならないことが分かる。四つの「法」は、相互に他の「法」によって制約されているものとして、提起されているからである。したがって、四つの「法」のこのように互に相互的な「被制約性」(Bedingtheit)を十分顧慮せず、四つの「法」の一つ（例えば「形式的に合理的な法」）を他の「法」とのかかわりからきりはなし、それのみを単独にとりあげ、しかもその「法」の中に、特定の歴史段階における現実の法を看取しようとするのは、正しい考察態度ではない。四つの「法」のおのおのは、相互に媒介された存在であることに注意すべきである。第二に、ウェーバーの右四つの「法」は、これらの「法」のそれぞれから現実の法がそれぞれ「流出して」くる、實在根拠(Realgrund)」（また「経験的認識の終点」）として、提起されたものでなく、特定の歴史段階にある現実の法という「多数の具象的な個別現象を暫定的に表現するための補助概念」（また「発見的手段」・「叙述的手段」）として、提起されたものである。第三に、右四つの「法」そのものはいまでもなく、それぞれ、「『価値判断』の基準にはなりえない」ものである。ここで、以上との関連で、次の二点を指摘したい。

まず、「近代法の形式的合理化の限界」（矢崎氏）である。この「限界」論は、現実の法 \parallel 近代の法をウェーバーの「形式的に合理的な法」に求め、さらに現実の法 \parallel 近代の法の限界を、ウェーバーの「形式的に合理的な法」の「限界」に見ようとするものごとくであるが、この種の「限界」論は、ウェーバーが法実務における「形式的合理性」と「実質的合理性」との対立を指摘した（後述）ところを、根拠にしようとするものといえる。すなわち、「形式的に合理的な法」は「実質的に合理的な法」と対立するものであるがゆえに、この意味で、「形式的に合理的な法」には「限界」が存在すると見るようなのである。確かに、現実の法 \parallel 近代の法には或る限界が存在すると見るのは、このように見る者の一つの立場として理解できる。（それはあたかも、ウェーバーが法の専門化と合理化とは法の「運命」と見るのが、ウェーバー自身の一つの立場を意味するのと、全く同じことである。）しかし、右のような立場の根拠

を、「形式的に合理的な法」(ウェーバー)の「限界」に求めようとするのは、正しくない。けだし右「限界」論は、「形式的に合理的な法」が一つの「理念型」であることを、十分顧慮しないものだからである。「形式的に合理的な法」にも、「限界」が認められるとすれば、それは、「理念型」概念に由来する、いわば概念上の「限界」を指すに過ぎない。したがって、この意味では、単に「形式的に合理的な法」のみならず、他の三つの「法」もそれぞれ「限界」をもつのである。しかし、このような概念上の「限界」を、現実の法の限界と混同してはならない。なぜならば、もし「理念型」概念に「限界」が認められるとすれば、この「限界」は、「理念型」概念が周知のごとく、「一つまたは若干の観点を一面的に高昇」⁽²⁸⁾することで獲得されたものであるために、この「一面的」という意味で、「理念型」概念それ自体に内在するものに他ならないからなのである。したがって、この意味で、世良兎志郎氏が、ウェーバーにおける「法の『形式的合理化』は、必ずその『実質的非合理化』に転化せざるをえず」、この転化にたいしては、「『実質的合理性』の側からのリアクションがおこってくる」と述べられたのは、このような「転化」や「リアクション」を、「理念型」概念としての四つの「法」それぞれの、概念上の「限界」と「限界」との関係と見るならば、よく理解できるところである。しかし、現実の法(近代の法)の「形式的合理性」が必然的に「実質的非合理性」へ転化し、これにたいし必然的に「実質的合理性」の側から反動が生ずると見ようとする立場の根拠を、もし「形式的に合理的な法」(ウェーバー)の「限界」に求めようとすれば、それは、ウェーバーの法の「理念型」概念の理解を誤まるものに他ならない。

次に、ウェーバーは「形式的」など四概念の組み合わせから「形式的に合理的」など四概念を構成したが、法・法実務の種々相は、さらに、これら「形式的に合理的」などの四概念自体の組み合わせで捉えられるものであることである。これを、近代の法において示すならば、次の通りである。ウェーバーは、法の「論理的合理性」(これは、「形式的合理性」の一種であり、碧海純一氏の指摘される「論理的形式主義」⁽²⁹⁾)が貫徹されればされるほど、「形式的合

理性」と「実質的合理性」との対立は高まるばかりと見、この点を「近代的な法発展における反形式的な諸傾向」と捉え、これを模様な事例でもって示した。しかも「普通法学」自体において、この傾向が知られるのである(例えば「当事者の「真の意思」」に向けられた法解釈論)。否、「反形式的」(つまり「実質的」)な諸傾向があるばかりではない。「非合理的」な傾向も知られる。すなわち、これは、「自由法」論が「単に非形式的であるのみならず非合理的でもあるような法発見」を認めざるをえなくなったところに、知られるのである。このように見てくると、近代の法は、「形式的に合理的な法」、「実質的に合理的な法」そして「実質的に非合理的な法」の三つの「法」の組み合わせでもってはじめ、捕捉されうることになるのである。換言すれば、近代の法は、単に「形式的に合理的な法」と見るのみでは、これを社会学的に十分に捉ええず、この「法」に右のごとく他の二つの「法」を組み合わせることによって始めて、これを歴史の現実に即して、(historisch wirklich) 捉えうるのである。こうして、近代の法の「社会学的現実」は、右記三つの「法」の間の関係においてこそ、よく理解できるところとなるのである。

- (8) 比較的早期にこれを詳細に論じられたのが、我妻栄、前掲論文、五四二頁以下、加藤新平「法律物神性」『法学的世界観』(一九五〇)である。なお、前章二社(6)所引矢崎論文参照。また江守五夫『法社会学方法論序説』(一九六二)二〇頁等を参照。
- (9) 川村泰啓「マックス・ヴェーバーの法社会学」ノート、『ジュリスト』一五五(一九五八)、七〇頁。
- (10) M. Weber, *Gesammelte Aufsätze zur Religionssoziologie*, I, 6. Aufl. 1972, S. 10, 11. (安藤英治訳「宗教社会学論文集」序言)『世界の大思想』Ⅱ—7、七八頁下段、七九頁。)『石坂巖「歴史的・制度的経済学の展開」』講座経済学史Ⅴ 歴史派経済学と近代経済学』(一九七七)九二頁以下参照。
- (12) 「理想型の概念は、比較方法と密接にからみ合っている」(H. H. Gerth and C. Wright Mills, *From Max Weber* :

Essays in Sociology, 1948, p. 60. (邦訳は山口和男・犬伏直宏訳『マックス・ウェーバー』(一九六六)一四七頁によつた)。

- (13) 阿閉吉男、前掲書、一六九頁参照。
- (14) 加藤新平、前掲論文、三三三頁註(一)参照。
- (15) M. Weber. Wirtschaft und Gesellschaft, a. a. O., S. 396f, 468ff. (小野木編訳七八頁以下、二七三頁以下、石尾訳一四頁以下、一九三頁以下、世良訳二〇一頁以下、三七六頁以下)
- (16) ウェーバーの、とくに「合理的」な法実務―「形式的」であれ「実質的」であれ―の概念にたいして、批判を行なったのが、広中俊雄、裁判における形式的規準と実質的規準、前掲書、八七頁以下である。
- (17) 以上については、我妻栄、前掲論文、五四―一二頁、M. Rheinstein, Introduction, in: Max Weber on Law in Economy and Society (1954), p. 1: J. Winckelmann, Max Webers Soziologie des Rechts, in: Max Weber Rechtssoziologie (Soziologische Texte Bd. 2), 2. Aufl., 1967, S. 40―41; M. Rehbinder, Max Webers Rechtssoziologie: Eine Bestandsaufnahme, in "Max Weber zum Gedächtnis", Kölner Zeitschrift für Soziologie und Sozialpsychologie, Sonderheft 7, 1963, S. 473―4を参照したが、多少筆者自身の理解によつたところもある。
- (18) 例えば、ウェーバーは、「合理的」法実務と「非合理的」法実務との相違を、「法実務が「呪術的な踏観念」に支配されているか否か、「超自然的性格」を有するか否かにかかわらせらるゝこともある(M. Weber, a. a. O., S. 470. 小野木編訳二七七頁、石尾訳一九七―八頁、世良訳三七九―三八一頁)。
- (19) 世良晃志郎氏が、「カーディ裁判」を「実質的に合理的」な裁判とも「実質的に非合理的」な裁判とも「形式的に非合理的」な裁判とも示した、と指摘された(前掲論文、一六頁)のは、この一例とならう。さらに、吉田勇、前掲論文(2)、九州大学産業労働研究所報第六〇号、二三頁左段の指摘も参照。
- (20) M. Weber, a. a. O., S. 396. (小野木編訳八一頁、石尾訳二七頁、世良訳一〇四頁)

- (21) ウェーバー・世良晃志郎訳『古ゲルマンの社会組織』七七頁末尾。なお、住谷一彦『マックス・ウェーバー』（NHKブックス）一二二、一七二頁、拙稿、森林犯罪告発人制度管見（一）『熊本法学』29、一二二頁註（110）、一二六頁註（121）を参照。さらに、「国家」についても同じである（「合理的国家」）（M. Weber, a. a. O., S. 815, 石尾芳久訳『国家社会学』（一九六〇）一頁以下）。

- (22) M. Weber, a. a. O., S. 455, 504f.（小野木編訳三六八—九頁、石尾訳二七九頁、世良訳三二二、五〇九頁）
 (23) M. Weber, a. a. O., S. 444, 504.（小野木編訳九三、三六九頁、石尾訳三八、二七九頁、世良訳二八〇、五〇九頁）
 (24) M. Weber, a. a. O., S. 445, 455.（小野木編訳九六頁、石尾訳四一頁、世良訳二八四—五、三二二頁）
 (25) ウェーバー・世良訳『法社会学』、二七九頁註（2）参照。後註（40）所引参照。
 (26) 世良晃志郎、前掲論文、二五頁。なお、出口勇蔵編『経済学史入門』（有斐閣双書）一五七頁も参照。
 (27) M. Weber, a. a. O., S. 513.（小野木編訳三九〇頁、石尾訳二九七頁、世良訳五三四—五頁）
 (28) 世良晃志郎『歴史学とウェーバー』『歴史学方法論の諸問題』（一九七三）一二四頁。
 (29) 世良晃志郎『現代社会と法』、前掲書、一九頁。
 (30) 碧海純一『近代大陸法学における概念的思考方法の成立』『神戸法学雑誌』三の一（一九五三）、一〇頁。
 (31) M. Weber, a. a. O., S. 507.（小野木編訳三七六頁、石尾訳二八五頁、世良訳五一七頁）
 (31a) 後註（65）参照。

（三一—二）

ウェーバーの法の社会学的考察は、世界史の諸段階における法現象を素材に展開されており、このことが、ウェーバー法社会学においては、「法史学的知識は決して単なる裝飾物ではなく、全理論構造の不可欠の構成要素」⁽³²⁾をなすものとされる所以である。この場合、社会学的考察の方法は、法秩序を人々にとって「經驗的に妥当する秩序」

と捉え、法秩序が經驗的に妥当することで、人々の間に「一体どのようなことが事実としておこるか」を見る方法である。尾高朝雄氏の言葉を拝借すれば、「社会に生活する人々が、法規範の意味を理解することによって、事実上どのような反応を示すか、人々の行動がそれによってどう方向づけられるか」を見る方法のことである。ところで、このような方法の下で行なわれる法の考察については、これを世良晃志郎氏は、歴史の或る特定段階における法の特質的な現象の考察（歴史学的考察）を意味するものと紹介され、例えば近代の法については、ウェーバーが、「近代法の特殊近代的な特質として法の『形式的合理性』を「剔出」し「近代法と前近代法の歴史的異質性」を「強調」した、とされるのである。では、右のような、法の考察方法（ウェーバー）によって、どうして、法の歴史学的考察が可能なのであるか。またほんとうに可能なのであるか。以下本節では、多少矢崎氏見解の問題から離れることになるのであるが、右記の問題を、世良氏の諸見解を手掛かりに考えてみたい。

さて、ここで想起されるのは、かつて久保正幡氏が「西洋法制史学界の展望」（一九四七）において、「法史学は、実は過去を対象とする法社会学にほかならない」とされ、世良氏がこれに依拠せられたことである。久保氏自身は、ここで「法社会学」として具体的には、エールリッヒの法社会学（「法の事実探究」）を念頭に置かれたが、世良氏はウェーバーの法社会学を喚起され、しかもエールリッヒが前近代の法現象と近代のそれとを「同列にとり扱う」誤りを冒したのに反し、ウェーバーは「合理的な国家や形式合理的な法」を「はっきりと特殊近代的な存在として把握」するという、「法についての真に『歴史学的』な分析をおこなった」と述べられたのである。このように、世良氏は久保氏の右命題に依拠せられつつも、「法社会学」にかんする認識の点では、久保氏とは大きく異なる立場にあったことがわかる。いずれにせよ、ウェーバーは、法の社会学的考察において、考察対象の殆どを「過去」に求め、しかも近代の法の特質を明らかにしたため世良氏は、ウェーバーの法の社会学的考察に法史学の最も代表的な例証を見られたわけである。こうして世良氏にとっては、ウェーバーの法の社会学的考察は、そのものとして、法の歴史学

的考察(法史学)を意味したのである。この点につき、ウェーバー自身の見解を見るに、彼は法史学(Rechtsgeschichte) にひいて次のように述べた。第一に、法史学は(法の社会学的考察と同じく)、「法規範の理念的意味(idealer Sinn)でなく「法規範の事実性(Faktizität)」を問題とし」(経験的学科(empirische Disziplin))⁽³⁷⁾、第二に、法史学は(法の社会学的考察と同じく)「理念型」概念を用いて仕事をする。ただし「理念型」概念を用いなければ、「歴史的な法(historisches Recht)をそれ自身まとまりのあるように再現することは、理解しうるような形ではまったく不可能」だからである。なぜならば、「同時代人の『法意識』は必ずしも明白に与えられたものでもないし、それ自体無矛盾的に与えられたものでもない」⁽³⁸⁾ので、換言すれば、「事実上生ける法意識(tatsächlich lebendiges Rechtsebewusstsein)」は「理念的に構成された意味にしたがっては機能しない」し、「当該時代の生ける法」も「極端に矛盾し裁判所ごとに異なる」様相を呈するので、「理念型」概念を用いなければ、同時代人の「生ける法意識」も「生ける法」もこれを「それ自身まとまりのあるように再現」しえないからである。ウェーバーは、法史学研究に、「理念型」概念として役立つものに、「教義学的な構成(dogmatische Konstruktion)」・「法史上それゆえにある空間的・時間的な歴史の断片について、経験的に「妥当する」ものとして確定された『法的規則』(Rechtsregel)」⁽³⁹⁾をあげた。ここで、ウェーバーが、法史学における「理念型」概念と「教義学的構成」とについて、種々、次のように述べるのを紹介しておこう。「合理的な法教義学的概念構成」は、法史学のために、次のような機能を果たす。「経験的现实を、できる限り、一義的に理解しうる諸概念でもって叙述し、そして、因果帰属的に(kausal zurechnend)理解し、説明する」⁽⁴⁰⁾機能である。また、「法教義学的構成は、発見的原理(heuristisches Prinzip)⁽⁴¹⁾として、過去の法」の探究」に「とも法史学にとっても、なくては困るものである」⁽⁴²⁾し、「或る法教義学的構成と分析とは、法史学にとって学問的に重要なものを、選択するときの原則でもある」⁽⁴³⁾、と。ウェーバーによれば、法教義学的構成が「理念型」概念として用いられる学問分野は、法史学に限られない。それは、「法社会学

(Rechtssozologie)」にも用いられ⁽⁴⁵⁾る。こうして、矢崎光圀氏はウェーバーのこの見解に注目されてか、「法の解釈学上の概念構成が同時に社会学的考察のばあいにも理想型的なものとして役立つ⁽⁴⁶⁾」と紹介されたのである。ただ、「教義学的構成」を用いてはたして「社会学的現実」がどこまで理解・説明できるものかは、ウェーバーにおいても明らかではなく、今後の問題として残るのである。

以上のウェーバーの諸所論を見ると、世良氏が、ウェーバーの法の社会学的考察に法史学研究を見ようとされたのは、決して理由がないわけではない。しかし、ウェーバーの法の社会学的考察に、ウェーバーの法史学を見ようとすることは格別、そこに、およそ法史学研究一般を見ようとすることは、疑問に思われるのである。この点については、一つの問題として、久保氏が、法社会学は「法則定立的 nomothetisch な方法」(社会学的方法)を用いるに反し、法史学は「個性記述的 idiosgraphisch な方法」(歴史学的方法)を用いるものとして、両者の相違を指摘された⁽⁴⁷⁾のが参照されるが、このこと自体は、ウェーバーもすでに述べる通りである⁽⁴⁸⁾。もっと重要な問題は、やはり、「理念型」概念の問題である。ただし、世良氏は、歴史学は(そして法史学も)「理念型と理念型との間の因果関係」の追求を問題とするものと述べられている⁽⁴⁹⁾からである。ところで「理念型」概念の問題については、世良氏は、次のような深刻な問題を提起されたのである。すなわち、「理念型と理念型との間の因果関係」の追求は「どのようにして『反証』されうることになるであろうか」。これは、ウェーバーの「理念型」概念論自体からはたして解答がだせるかどうかは疑問な問題である。ただし「理念型は非現実的・ユートピア的な性質のものなのであるから、『事実』に反するということによって、理念型が反証されるということはある⁽⁵⁰⁾」からである。こうして世良氏はこの問題を「ウェーバーの科学論における最大のアポリアの一つ」とされるに至ったのである。ただ、世良氏はこれに直接解答を出すのを保留されつつも、さしあたって次のように述べられた。「理念型」概念は、これが「実在の一定の諸要素を思惟によって高昇することによって獲得される」(ウェーバー)ものであるから、「実在そのものと同

じではない」にしても「實在に拘束されている」のである。この「拘束」の意味は必ずしも明快ではないが、「理念型」概念は「實在」を少なくとも無視するものではないと見られているようである。しかしながら、このこと自体は、ウェーバーにとっても自明のことだったのであろう。とすれば、問題は、「理念型」概念が「實在に拘束されている」問題と、「理念型」概念が「反証」不可能である問題との関連なのであるが、この点については、世良氏の見解は審らかではない。「理念型」概念が「實在に拘束されている」かぎりでは、それは「反証」可能なものとなってくるが、こうなると先の「アポリア」は「アポリア」でなくなってくる。これは世良氏の本意ではなからう。しかるにウェーバー自身は、「實在」によりもむしろ、實在を「思惟」によって高昇すること（gedankliche Steigerung）に力点を置いていたのは、疑いない。ただし、「理念型」概念は、實在の「模写」ではなく、實在の中に個々に分散して存する「一定の諸特徴を、一面的に、首尾一貫して高昇し、これによって、それ自身矛盾のない一つの理念像（Idealbild）に結合する」こと（⁵⁹）でつくられるものだったからである。このように見れば、「非現実的・ユートピア的性質」は「理念型」概念にとって本質をなすものといわねばならない。このように見てこそ、「理念型」概念は「現実的なるもの」の叙述（Darstellung des Wirklichen）ではなく、「現実的なるもの」の叙述に一義的な表現手段（eindeutige Ausdrucksmittel）を与えようとする」ものと、ウェーバーが述べるのも理解できることである。ただし、「非現実的・ユートピア的性質」の「理念型」概念は、「現実的なるもの」（ないし「實在」）の表現たりえないからである。このようにして、前述世良氏指摘の「アポリア」は、依然、容易に解決されないままに残ることになるのである。

ところで、H・ミッタースは名著『法史学の生存価値について』（一九四七）で、法史学の一分野としての法史学が、これまでいつも、「理念型」概念を用いて作業をしてきたと述べた。⁶⁰その際ミッタースは、「理念型」概念を「個性的なもの」の展開に十分な余地を許すところの、「歴史的類型」と解したが、この理解が正しいかどうかはしばらく措

くも、右述のごとく「反証」不可能な「理念型」概念がどうして法史学研究に用いられるものかは、決して自明のことではない。ただし法史学研究は、歴史の或る特定の発展段階における法の「現実的なもの」を確定し、これを叙述すると同時に、これを別の「現実的なもの」でたえず「反証」していく作業をも行なわねばならないからである。ところで、「理念型」概念について、概念の「反証」に類するような問題が、全く起こらないというわけではない。これを、例えば「形式的に非合理的な法」や「実質的に合理的な法」という法の「理念型」概念で示せば、次の通りである。すなわち、この問題が起こるのは、世界史の諸段階における法現象を法実務の技術的手段の種々相の観点から、「形式的」・「実質的」・「合理的」・「非合理的」の四概念の組み合わせで構成しようとするのが、そもそも、歴史の現実（「社会学的現実」）に即する（historisch Wirklich）ものかどうかという、「法」概念構成の最初期の段階の問題（価値理念の問題）として起こるのであって、これにたいし、右のごとき観点からひとたびつくりだされたところの「法」概念の「反証」は、「理念型」概念特有の性格からして、もはや問題とならなくなってくるのである。⁽⁵⁶⁾

ここで、ウェーバーが、「理念型」概念は「仮設」（Hypothese）ではなく、「仮設の構成に方向を示す」もの、現実的なもの「叙述」ではなく、「叙述に一義的な表現手段を与える」ものと述べたところを、もう一度想起したい。すなわち、「理念型」概念が「仮設」でなく、実在の「叙述」でないのならば、もともと「理念型」概念自体の「反証」可能・不可能の問題は起こりえないのではなからうか。ウェーバーによれば、「理念型」概念は「一つの純粹に理念的な極限概念」である。「理念型」概念がこのような「極限概念（Grenzbegriff）」であるからして、「理念型」概念に照らして、あるいは「理念型」概念をもって、「実在を測定し、比較し、これらのことによって、実在の有する経験的内容の、特定の意義ある部分を明確なものにする」ことができるのである。⁽⁵⁷⁾このように見てくれば、「理念型」概念は、「諸事実の思考による整序」を目差したウェーバーの「社会科学（Sozialwissenschaft）」に⁽⁵⁸⁾

とっては、確かに不可欠のものだったことは分かるが、しかしながら、それが、法史学研究的作業に、はたしてどの程度に堪えうるものかどうかは、改めて吟味せねばならない問題と思われる。ただし法史学研究すなわち法の歴史学的考察にとっては、既述のごとく、法の「实在」・「現実的なるもの」それ自体の確定・叙述と、それを他の「实在」・「現実的なるもの」でたえず置き換えることが、必要な作業だからである。無論、このようにいうことは、法史学が、多かれ少なかれ、「理念型」的⁵⁹な諸概念を用いて仕事を行なうことまでも否定するものではない。歴史学が实在の模写を意味するものでない限り、そこで用いられる概念は多かれ少なかれ「理念型」的⁶⁰な、性格の概念たらざるをえず、「概念の『理念型』的性格を否定する」ということは許され⁶¹ない」とこととなる。しかし法史学の用いる諸概念が、ウェーバーの「理念型」概念そのものであり、法史学の行なう作業がこのような「理念型と理念型との間の因果関係」の追求であるとなすのは、世良氏の考えられるごとくには自明なことではなく、また、法史学研究一般をウェーバーの法の社会学的考察に見ようとするのも、疑問がないわけではないのである。ただし、ウェーバーの法の社会学的考察（法社会学）は、正しくは、法の歴史の社会学的考察なのであって、法の歴史学的考察そのものを意味するものではないからである。かつて川島武宜氏はウェーバーを、「法ドグマを法社会学的研究の視界の中にとり入れつつ法的スタッフのサンクション行為との関連を問題として提起した最初の法社会学者」と評された⁶²が、筆者はこれに倣って、ウェーバー法社会学は、「法史を社会学的考察の視野の中にとり入れつつ、法の形成と、法実務家・法利害関係者・職業的法助言者との因果関係を問題として提起した」ものと考えるのである。しかし、これが法の歴史学的考察（法史学）そのものでないことは、「法的ドグマ」の社会学的考察が法教義学そのものでないのと、全く同じことである。

では、法史学研究に堪えうる概念は、積極的にいかなる性質のものであるうか。筆者はこれについては、残念ながら未だ十分に考えをめぐらしたことがなく、問題は後に残さざるをえない。ただここでは、次の二点を述べておきた

い。まず第一に、ウェーバーが前述のごとく、法史学においては、「教義学的構成」が「理念型」概念として機能する。と指摘したのが、参照される。すなわち、「教義学的構成」によって獲得された法命題（「法的ドグマ (Rechtsdogma)」）が法史学の概念となりうる。ウェーバーによれば、「事実 (Faktum) とのみ見なされる法」(すなわち「過去の法」)も「その「規範的」意味 (Sinn) に照らして」考察されえ⁽⁶⁵⁾。このとき「教義学的構成」が役に立つのである。実法史学は、「法的ドグマ」の諸概念を用いて仕事をしている。とくに、一般の史料に比べて「法史料それ自体が、すでに諸概念をつくりあげてしまっており、そして、事実上出現した法的諸形成物の中から選択を行なってしまっている⁽⁶⁶⁾」という事情があるときは、なおさらのことである。しかし、そうであるからといって、法史学は、「法的ドグマ」を「これが適用可能かどうかを正確に吟味せず過去へ持込む」ような「過去に目を向けた教義学 (retrospektive Dogmatik)」に陥ることは、避けなければならない。この意味で、ウェーバーが、それ自体「理念型」概念ではない、「教義学的構成」を「理念型」概念として用いる、と述べたのも参照されよう。次に第二に、かつて尾高朝雄氏が、ウェーバーの「理念型は、科学が実在認識の目的のために『構成』した定型であって、それがそのまま『実在』するわけではない。これに対して、法社会学が対象としてとらえるべきものは、社会生活の中に実在するところの行為のチャンスであり、定型である⁽⁶⁷⁾」と述べられたのが、参照される。法史学の概念は、このように、歴史の諸段階において「実在するところの行為のチャンス」・「実在するところの定型」に照準を合わせつくられる性格のものといえないか。いうまでもなく、この「実在」は、「認識されたものとしての実在」であって「事実としての実在」ではない。したがって、実在における「行為のチャンス」・「定型」に照準をあわせて構成された概念は、認識された「実在」の相違に依じて、別の（これまた「行為のチャンス」・「定型」に照準を合わせて構成された）概念によってたえず「反証」されうると同時に、概念が「認識された」実在にもつくものであるがゆえに、認識主体の有する価値関心の推移によって、たえずつくり替えられうるものであるのである。

- (32) 世良晃志郎「法律学の道しるべ 法史学」『ジュリスト』臨時増刊 法学案内(一九六五版)、一九二頁。同「研究ノートから 歴史法則は認識可能か」『法学セミナー』二六一(一九七六)、五一頁も参照。
- (33) M. Weber, a. a. O., S. 181. (小野木編訳三、四頁、世良訳三、五頁、厚東洋編訳「経済と社会集団」『ウェーバー』(世界の名著61)四八九―九〇頁)
- (34) 尾高朝雄、前掲論文、一八二頁。
- (35) 世良晃志郎「研究ノートから 法史学と法社会学」『法学セミナー』二六〇(一九七六)、八九頁。
- (36) 人文科学委員会編『人文』二の一(一九四八)、七二頁下段。なお久保正幡「法社会学と法史学」『法社会学講座』3(一九七二)、四五頁註(3)参照。また同「西洋法制史」『法律時報』22の4(一九五〇)六四頁中段も参照。
- (37) 註(32)所掲「ジュリスト」論文。
- (38) M. Weber, R. Stammers „Ueberwindung“ der materialistischen Geschichtsauffassung (1907), Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, 3. Aufl., 1968, S. 357. (松井秀穂訳「R・シヒタムラーにおける唯物史観の「克服」」『世界の大思想IIの7・ウェーバー』六二頁上段)
- (39) M. Weber, Der Sinn der Wertfreiheit der soziologischen und ökonomischen Wissenschaften (1917), a. a. O., S. 536. (松代和郎訳「社会学および経済学の「価値自由」の意味」九六頁)
- (40) M. Weber, R. Stammers „Ueberwindung“, a. a. O., S. 357, Anm. 1. (松井訳六三頁上段)
- (41) M. Weber, Geschäftsbericht und Diskussionsreden auf den deutschen soziologischen Tagungen (1910, 1912), Dortselbst, Diskussionsrede zu dem Vortrag von H. Kantorowicz, Rechtswissenschaft und Soziologie, Gesammelte Aufsätze zur Soziologie und Sozialpolitik, 1924, S. 481.
- (42) M. Weber, R. Stammers „Ueberwindung“, a. a. O., S. 357, Anm. 1 (S. 358). (松井訳六三頁上段)
- (43) heuristisches Prinzip: vorläufiger, versuchsweise angenommener Grundsatz, der das Auffinden neuer

Erkenntnisse ermittelten soll. (Großes Fremdwörterbuch. VEB Bibliographisches Institut Leipzig, 1979, S. 298)

- (44) M. Weber, Geschäftsbericht, a. a. O., S. 482.
- (45) M. Weber, Der Sinn der Wertfreiheit, a. a. O., S. 536. (松代訳九七頁) 住谷氏が法解釈学と法社会学との「相補関係」を指適される(一註(5)本文参照)ものは、正しくは、この意味におけるものであろう。
- (46) 「解説」、前掲書、四〇二頁。
- (47) 註(36)所引『法社会学講座』3、三九頁。
- (48) M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, a. a. O., S. 9, § 11. (阿閉吉男・内藤強爾訳『社会学の基本概念』(改版三版一九七〇)三二頁、清水幾太郎訳『社会学の根本概念』(一九七二)三二—三頁)
- (49) 「歴史学とウェーバー」、前掲書、一三七頁。
- (50) 前掲論文、一三六—三七頁。
- (51) けだし、ウェーバーが問題としてしている「社会科学」は、「現実科学 (Wirklichkeitswissenschaft) 」だったのである。「実在」を無視するよごな概念は使用に堪えなからうであらう。M. Weber, Die „Objektivität“ sozialwissenschaftlicher und sozialpolitischer Erkenntnis, Gesammelte Aufsätze zur Wissenschaftslehre, S. 170. (宮永祐治・立野保男訳『社会科学方法論』四四頁、出口勇威訳『社会科学および社会政策の認識の「客観性」』『世界の思想』23・ウェーバー』七二頁下段)
- (52) M. Weber, Die „Objektivität“, a. a. O., S. 191. (宮永他訳七四頁、出口訳九二頁下段—九三頁上段) なお、世良晃志郎『社会科学の認識と価値判断』『ヴェリスト』増刊理論法学の課題、一六九頁右段以下参照。
- (53) M. Weber, Die „Objektivität“, a. a. O., S. 190. (宮永他訳七三頁、出口訳九二頁上段)
- (54) Heinrich Mitteis, Vom Lebenswert der Rechtsgeschichte, 1947, S. 24—5. (林毅訳『法史学の存在価値』一三三頁)

- (55) 例えば、「プロテスタンティズムの倫理」(A)・「資本主義の精神」(B)という二つの「理念型と理念型との間の因果関係」の問題についていえばこうである。ウェーバーによって「『プロテスタンティズムの倫理』という理念型自体が、最初から、『資本主義』の成立に対して因果的意義があるものとして構成されている」(前註(49)所引論文)のであるから、(A)は(B)と因果関係にあるとの価値理念の下ですでに構成されてしまっている「理念型」概念は、「事実」によって「反証」されえない。ただ、(A)は(B)と因果関係にあるとする価値理念そのものが、はたして、「われわれを取り囲む・生の現実を、その特性において理解し」ようとする「現実科学」にとつて、知るに値する問題を提起しうるものかどうかの問題が起こるのみである。
- (56) 世良氏が、「理念型」概念の「反証」可能・不可能の問題を提起されたのは、ウェーバーの「理念型」概念に「仮説」的な性格を見ようと言われたことによらないであらうか。
- (57) M. Weber, Die „Objektivität“, a. a. O., S. 194. (富永他訳七八頁、出口訳九四頁下段) なお、林道義『ウェーバー社会学の方法と構想』(一九七〇)四五頁参照。
- (58) 碧海純一「社会科学における認識の客観性についての一試論」『合理主義の復権』(一九七三)二二二頁。
- (59) 註(49)に同じ。
- (60) 「法社会学と法律学」『法社会学講座』3、一六頁。
- (61) ウェーバーの次の発言を参照。次のような二つの法すなわち「今はもはや妥当しておらず、「したがって」ただ事実(Faktum)とのみ見なされ「規範(Norm)」とは見なされない法と、今なお妥当しており、「したがって」事実としてでなく規範として妥当している法とに「法の考察において」区別をつけようとしたら、それは根拠がない。両者いずれの法も、その「規範的」意味(Sinn)に照らして探究されうるのである」(註(41)に同じ)。
- (62) H. Mitteis, a. a. O., S. 48. (林訳五六頁。)
- (63) H. Mitteis, a. a. O., S. 44. (林訳五一頁。)

(64) 尾高朝雄、前掲論文、一八二頁。このような「定型」の一例として、尾高氏は、「農地の相続や個人経営の商店の相続のばあいに、一人をのぞく他の相続権者が、その相続権を放棄して、包括単独相続を行うという『定型』」をあげられている。

(65) ウェーバーは、彼が社会学的考察の対象とした「実在」を「社会学的現実 (soziologische Realität)」と呼んだが (M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 184, 小野木編訳一五頁、世良訳二〇頁、厚東訳四九七頁上段)、これは、「認識されたものとしての実在」の一種であらう。

(三一三)

ウェーバーが法の社会学的考察を提起したのは、何のためであつたらうか。それはいうまでもなく、法の教義学的考察のいわゆる「限界」を社会学的考察によって克服しようとか、いわんや教義学的考察を社会学的考察で置き換えようとかの問題関心からではない。このことは、すでにしばしば指摘されてきている通りであるが、必ずしも十分理解されていない節がある⁽⁶⁷⁾。右のような問題関心のもとに作業をするというようなことが、考察方法の混同を冒さずには全く不可能であつたことは、明らかである。ウェーバーが法の社会学的考察を提起した発端は、「経済」が「法」にたいして影響を及ぼすとすれば、これは、はたしていかなる程度いかなる形態においてであるかを、明らかにしようとするにあつた。すなわち、ウェーバーは法の社会学的考察を行なうにあたり、次のごとき問題を提起したのである。「法の形成に参加した諸力が、法の形式的性質の展開に対してどのように影響したか」と。ウェーバーが「法の形成に参加した諸力 (Mächte)」の中に、他の諸力と併んで「経済的諸条件 (ökonomische Bedingungen)」・「経済的利害関係 (ökonomische Interessen)」を含めたことは、周知の通りである。法の形成に関与した「経済的諸条件」・「経済的利害関係」としてウェーバーがとくに強調したものは、「市場を通じての全面的な相互依存関係に基礎を置く」く「市場取引」であつた。しかもここで形成される「市場的社会関係」、ここに「利害関心」を抱

く「市場の利害関係者」の「期待」およびこれに向けられた「行為」(「資本主義的な永続経営」)などであった。⁽²⁰⁾ここでウェーバーが「法の形成」と述べるものは、既述「形式的に非合理的な法」など、ウェーバーが「理念型」概念として提起した四つの「法」の間の連関ないし推移なのであって、それは、法の歴史的發展一般を意味するものではない。⁽²¹⁾

ところで、ウェーバーは「経済」ないし「経済秩序」を問題領域としようとする学問分野を「社会経済学」(Sozial-ökonomik)と呼んだ。これにたいし、当時伝統的に、「法」ないし「法秩序」を問題領域としてきたものは、法規範の「論理的な意味解明 (Sinn deutung)」を「差した「普通法学」であった。そこでまず、この「普通法学」について、これをめぐる一動向を中心にウェーバーの述べるところを紹介しておきたい。⁽²²⁾すなわちウェーバーは、「普通法学において展開された純粹に論理的な法体系から離脱しようとする運動」の一つとして「自由法」論が出現したと述べて行くのである。このような「自由法」論は、裁判が実際には、「形式的な規範」ではなく「具体的な価値考量」にもとづいて行なわれるという点を、明らかにしようとした、法学 (Jurisprudenz) の一潮流であったのである。ウェーバーは、この「自由法」論自体にたいし社会学的考察を加え、これによって、既述「形式的に非合理的な法」などの四つの「法」カテゴリーの中で、「自由法」論を捕捉しようとした。すなわち、「自由法」論が出現したのは、「法技術がますます合理化されてきたことの結果」なのであり、この結果として「自由法」論は「非合理的なものへの逃避の形式」の一つとなった。こうして「自由法」論は、「非形式的」で「非合理的」な法実務を承認するに至り、「実質的に非合理的な法」(いわば「自由法」)を生み出さざるをえなくなったのである。

右の「自由法」論は、近代法の「反形式的な諸傾向」の一つであったが、他の一つは「普通法学」自体の中に知られるのである。すなわち、例えば「財貨取引の意義が増大してくる」という「法生活の現実」の下では、「普通法学」は、その特色たる「論理的な意味解明」(「目的の考慮よりも概念による論理的思考」⁽²³⁾)を行なうに際して、財貨取

引の当事者間の関係を当事者自身の「『心情 (Gesinnung)』(善意・悪意 bona fides, dolus) を基礎として構成しよう」とした。ウェーバーは、「普通法学」のこのような理論(ないし思考)自体にたいして社会学的考察を加え、次のように指摘したのである。すなわち、「普通法学」の右のごとき理論の下では、法実務は「法的効果を非形式的な要件事実結びつける」に至り、こうして、「法形式主義の中に、個性的な、そして(相対的に)実質的な契機を持たんだ」。これによって、従来「取引の安全」の要求に奉仕してきた「形式的に合理的な法」にたいして、今や「実質的に合理的な法」が求められるに至ったと。このようにして、ウェーバーは、この「普通法学」の理論についても先の「自由法」論についても、法の社会学的考察を行なったのであるが、この考察における問題関心は、法律家の「純粹に専門法学的な論理」と法利害関係者における「法生活の現実」との不一致の問題である。法律家は「法律家が『考え』えないものは、法的にも存在しないものである」とし、これにたいし法利害関係者は、「法命題の経済的なまたはほとんど功利的・実地的な『意味』」に「期待」を向けており、しかも法律家から見れば、この「意味」は「非合理的」な性格のものであった。両者間のこのような不一致(あるいは後者の前者にたいする反撥)は、「形式的に合理的」な法・法実務の発展の結果として生まれ、しかもこの不一致は、法律家の「法形式主義」の思考が完全に放棄されない限り、なくならないものである。しかし、「法形式主義」の完全放棄などということは、そもそも不可能なことなのである。ウェーバーの問題関心は、このように、「法の形式的性質の展開」・「法の合理化」の進展がもたらすものに向けられていた。

以上のウェーバーの所論を見てくるとき、矢崎光圀氏が、普通法学から自由法論への「うごき」という、いわゆる法をめぐる「科学観の推移」を、ウェーバーが法の教義学的考察と対比させて法の社会学的考察を提起したことに、かかわらせようとしたのは、正しくないことが分かる。右の「科学観の推移」は、ウェーバーの法の社会学的考察とは問題の次元を異にするのである。すなわち、右の「推移」が見られるとすれば、それは、法学の内部、換言すれば、

法ドグマ、ティカーないし法実務家の内部、の傾向の問題に属するものであるのに反し、ウェーバーは、このような法（すなわち、ウェーバーによれば「普通法学」の理論と「自由法論」自体にたいして、社会学的考察を加えたのである。「自由法論」が、法ドグマ、ティカーないし法実務家内部の問題であったこと（ウェーバーはこの問題を「身分的イデオロギー」の問題という）は、ウェーバーが次のように述べるところに示されている。「自由法論の一つのあらわれである、法・法実務の「非合理化」の傾向は、「勢力意識を高めることによって自分たちの身分的地位感情（Standeswürdegefühl）を高揚しようとする」「近代の法実務家たち」の「努力の産物なのである」と。これを要するに、ウェーバーは単に法の教義学的考察と社会学的考察を対比したというだけでなく、むしろ、彼は、法ドグマ、ティカー・法実務家による教義学的考察（法教義学ないし法解釈学）自体に、彼自身の社会学的考察を向けたものと捉えねばならないのである。

さて次に、「法」にたいする「経済」の影響ないし関連如何を考察領域とするものは、法学ではなくて、「社会経済学」であったことである。すなわち、「経済」の「法」にたいする影響等如何をめぐって「法」を考察するには、「法」の考察は「社会経済学」の方法によらねばならなかったのである。こうして、現実の諸事象に「経済的諸要素」が結果または原因として入り込んでくる場合には、ここに、当該諸事象についての「社会経済学的考察方法の研究領域」が展開してくる。そして、この研究領域に携わったのが「社会経済学」であった。ここで、「法」ないし「法秩序」をはじめ、社会学的ないし社会経済学的考察対象の一つとしてとりあげられることとなる。このようにして、「経済」の「法」にたいする影響等如何の問題領域においては、「法」にたいする考察には、「経済」にたいする考察の場合と共通した考察方法すなわち社会学的ないし社会経済学的考察方法がとられることとなったのである。

このように見てくれば、ウェーバーの法の社会学的考察は、「社会経済学」における社会学的ないし社会経済学的方法の一つの、具体的展開と位置づけられるべきものであることが分かる。ところで、この「社会経済学」なる学問分

野は当時具体的には、ウェーバーが編纂責任者となった『社会経済学講座』(Grundriss der Sozialökonomik)(第一書第一分冊『経済と経済学』は一九一四年刊行。第一書第三分冊(一九二二)が周知のごとくウェーバーの遺稿集『経済と社会』)にあらわれたのである。住谷一彦氏の一連の研究によると、『社会経済学講座』は、第一にドイツ歴史学派経済学を根底的に清算すること、第二にオーストリア学派(F・v・ウイーザー、E・v・ボエーム・バヴェルク、J・シュムペーターなど)との交流をはかることを目差した「特殊ドイツ的なブルジョア経済学の体系」であり、それは、「オーストリア学派の超歴史の純粋経済理論と歴史学派の歴史的社会理論との組み合わせ」によって誕生したものであった。ただこれによると、一方で歴史学派の「根底的清算」が指摘され、他方では「歴史学派の歴史的社会理論との組み合わせ」が指摘されており、この点住谷氏の見解は必ずしも明快ではない。ウェーバーが「清算」しようとしたのは、例えば、旧歴史学派のK・クニースにおける「国民経済の有機論的把握」、新歴史学派のG・シュモラーの「歴史的倫理学的国民経済学」であり、これにたいし同じく新歴史学派のひとりK・ビュッヒャーの、経済現象にたいする「観照的理解」(上原専祿氏)は、ウェーバーの容れるところであった。さらに住谷氏の右指摘では、一つの学問分野としての「社会経済学」が当時のドイツ・オーストリアの経済学界ないし社会学界において、いかなる方法的基礎に立ち何を考察対象とするものと理解されていたかの点も、必ずしも明らかでない。この点、この『講座』に結集した執筆者たちの方法や政治上の立場が様様であったところと関連するものであろう。筆者自身も、「社会経済学」の性格や対象について残念ながら今は著らかにしえない。ただここでは、M・ラインシュタインにしたがい、「社会経済学」は「経済的諸制度および諸連関と、社会の他のすべての諸現象および諸連関との相互的諸関係を、現在および過去にわたって、できうるかぎり大規模に追究する」ものと捉えておこう。ここには、一方において「経済」、他方において「政治」・「法」・「技術」など(しかも、これらの領域は「経済」にたいして「自立性(Autonomie)」をもったものと考えられる)、これらの両者のかかわりの探究が強調されているのが分かる。

そしてこれを取り扱かう方法が、アメリカの社会学とは異なった、ヨーロッパ特有の「社会学」の方法である。この「社会学」は、「社会的諸連関一般についての科学、あるいはもっと大胆にいうならば、社会一般についての科学」だった。しかも、この「社会学」の方法とは、「人間が自己の行為に与える「主観的」意味に注目する」ことである⁽⁸⁵⁾のである。

このように、人間行為のもつ主観的意味の考察こそが、「社会経済学」特有の仕事として強調したのが、他ならぬウェーバーであったのである。では、ウェーバー自身は、「社会経済学」が何を考察対象とするものと考えたか。それは、「人間の事実上の行為 (tatsächliche Handeln)」、しかもこの行為の中でも、とくに「『経済的事態 (wirtschaftlicher Sachverhalt)』に志向することによって必然的に惹起される行為」である。「社会経済学」はこの行為を「その事実的諸連関において考察する⁽⁸⁶⁾」。このことによって「社会経済学」が明らかにしようとしたのは、「経済の発展 (Entfaltung der Wirtschaft)」の問題であり、しかも「社会経済学」はこの「発展」を人間の「生全般の合理化 (allgemeine Rationalisierung des Lebens)」の独特の部分現象」と捕捉すべきものとしたのである。このような観点がはたして「講座」に結集したすべての執筆者に共通のものであったかは、ここでは審らかにしえないが、注意すべきは、「経済」の発展が生全般の合理化の「部分現象 (Teilerscheinung)」とされたところから見て、「経済」以外の一切の「社会的諸秩序」(そしてこの一つである「法」)・「技術」の発展は、「経済」と同じように生全般の合理化の「部分現象」と捉えられていたことである。しかも、「経済」を含めこれらの様様の「部分現象」はそれぞれ、自立した性格のものであった。すなわち「経済学的考察にとって『偶然的』なすべての要素も、経済的要素と全く同じ意味で、それぞれ固有の法則 (eigene Gesetze) にしたがっている」のである。そして、「社会経済学」の目標とするものが、「実在をその文化意義および因果連関において認識する⁽⁸⁸⁾」ことであるとすれば、社会学的ないし社会経済学的考察は、「経済」と他の一切の「社会的諸秩序」・「技術」とがどのように、相

互に制約し制約されつつ、「生全般の合理化」に向かつて共働したかを、因果的に説明することになる。このように見てくれば、ウェーバーの「法」の社会学的考察は、「経済」・「宗教」・「政治」などの社会学的考察と併んで、人間の「生全般の合理化」に共働する「諸要素(Faktoren)」の因果連関を探究し説明する「社会経済学」全体の中に、この部分考察として、組み込まれていたものと見られるべきであることが分かる。

(66) 例えば、中野貞一郎「ウェーバー」、前掲書、一二五頁、吉田勇、前掲論文(1)、九州大学産業労働研究所報五八・五九号、二二頁。

(67) 例えば、二註(4) 該当テキスト参照。なお、これとほぼ逆の意味で、G・ギルヴィッチが、ウェーバーには「法社会学」を法律学の教義的・解釈学的体系化に従属させようとする傾向」があったと指摘するのは(潮見俊隆・寿里茂訳『法社会学』(一九五六)一五五頁)、問題である。

(68) M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 397. (小野木編訳八二頁、石尾訳二八頁、世良訳一〇六頁) ウェーバーは、一方でこのように「法の形式的性質の展開」を、他方で周知のごとく「法の合理化」を、法の社会学的考察の二つの大きな柱とするのであるが、他面で、両者を殆ど区別しない場合もある(前註(20) 該当テキスト参照)。

(69) M. Weber, a. a. O., S. 197f., 455, 512. (小野木編訳四七、四八―九、三七〇頁、世良訳六一、六三―四、三二二、五二二頁、石尾訳二八〇―一頁、厚東訳五二五頁上段五二六頁下段) 石坂巖、前掲論文、九五―六頁参照。

(70) かつて増田四郎氏が、ウェーバーの『一般社会経済史要論』は「いわば歴史の解釈学としての社会学の性格」をもち、したがって「時代を追っての単純な歴史叙述ではない」と述べられた(「ウェーバー」『社会経済史大系Ⅱ』(一九六〇)一六頁)のも、ここで、参照されるところである。

(71) M. Weber, a. a. O., S. 506―9. (小野木編訳三七)頁以下、石尾訳二八一以下、世良訳五一三頁以下)

(72) 山田巖「ドイツ普通法理論」『法哲学講座』第三卷、一九〇頁。

- (73) 末弘徹太郎氏によれば、「所謂概念法学者は実定法それ自身の自己充足を信じ」、これにたいし自由法論者は「法の欠缺」を認めるが、しかし「其欠缺は実定法以外の法源即ち自然法乃至条理法等によって常に完全に充足されてゐる」と考え、「法律秩序が全体として自己充足の状態にあることを信ずる」ものであった（「法律解釈に於ける理論と政策」『春木先生還暦祝賀論文集』（一九三〇）八四頁。「民法雑考」四一五頁）。自由法論者のこのような考察態度から見るとき、はたして、矢崎氏指摘の「科学観」そのものの「推移」を「自由法」論の出現にかかわらせること自体が可能かは、疑問となる。
- (74) なお、ウェーバーにおける、法学・経済学と法社会学・经济社会学とのかかわりについて、出口勇蔵『社会思想史』（経済学全集2）（一九六七）二五七頁が述べるところも参照。
- (74 a) M. Weber, Die „Objektivität“, S. 164. (富永他訳三五—六頁、出口訳六七—八頁)
- (75) C・メンガーを含め、ウェーバーとオーストリア学派の人とのかかわりについては、出口勇蔵『増補ウェーバーの経済学方法論』（一九六六）一〇五頁末以下を見よ。なお、オーストリア学派については、高橋誠一郎『経済学史略』（一九五三）四五九頁以下、出口勇蔵編『新訂経済学史』（一九六六）四〇四頁以下など参照。
- (76) 住谷一彦「マックス・ウェーバー」『経済学史講座2 経済学批判』（有斐閣一九六五）一七一頁以下、同「Grundriss der Sozialökonomik」の編纂者としてのマックス・ウェーバー「大塚・安藤・内山・住谷著『マックス・ウェーバー研究』（一九六五）二二七頁以下、同「マックス・ウェーバーの『経済と社会』」『経済学史』（経済学全集3筑摩書房、一九七〇）二五七頁以下。なお、マリアンネ・ウェーバー『マックス・ウェーバー』（大久保和郎訳）II、三一九頁下段以下参照。H. H. Gerth and C. Wright Mills, op. cit., p. 21 はこれを「社会科学研究的の百科全書的な叢書 (an encyclopedic series of social-science studies)」と呼んだ（邦訳（前註）（12）参照）四六頁）。
- (77) 住谷一彦「マックス・ウェーバー」、前掲書、一七一頁。また、赤羽豊治郎『ドイツ歴史派経済学研究』（一九七〇）二四六頁参照。なお、住谷氏は、これを「歴史学派における国民経済の有機体論的把握」と述べられ、あたかも歴史学派一般の特徴のごとく理解されているが、例えば J. Schumpeter, Epochen der Dogmen- und Methodengeschichte, in: Grundriss

der Sozialökonomik. I. Abt., 1914, S. 100 (中山・東畑訳『経済学史』(岩波文庫)二八二頁)によれば、新歴史学派には「有機体論的把握」は見られないのである。

(78) 出口勇蔵編、前掲書(前註26)、一三五頁。なお、宮下孝吉「シュモラー」『社会経済史大系Ⅱ』一七三頁以下参照。

(79) とくに、ウェーバーとシュモラーとの対決の問題は、上山安敏『ウェーバーとその社会』(一九七八)の大きな柱の一つとなっている。例えば、一六五頁以下参照。

(80) 『歴史的经济学派の古代経済史研究』『独逸近代歴史学研究』(一九四四)六四一六頁。

(81) 『社会経済学講座』第一書第一分冊には、ビュッヒャーの「国民経済の発展諸段階」が収められている。ここで、ビュッヒャーは「ヨーロッパ文化諸民族の発展諸段階」として「封建的家内経済」・「都市経済」・「国民経済」の三段階をたてたが、これは彼によれば、歴史家にたいし理論家にとつての「缺くべからざる方法論的補助手段」であり、「経済学説が経済史の研究結果を善用し得る唯一の方法」であった(権田保之助訳『増補改訂国民経済の成立』(一九三二年第十六版)』(一九四二)九三頁。なお、宮下孝吉「ビュッヒャー」『社会経済史大系Ⅱ』一〇二頁参照。)ビュッヒャーとシュモラーとの相違については、宮下孝吉、前掲論文、九九頁を見よ。

(82) ただ、『社会経済学講座』第一書第一分冊「序言」に、「体系的な叙述(systematische Darstellung)を行なうという講座の一般的な性格のゆえに、さしあたり、この講座に一般経済史(allgemeine Wirtschaftsgeschichte)を挿入することは、差し控えた」と述べられているのが(Grundriss der Sozialökonomik. I. Abt., S. VII)・多少参照されつるに過ぎない。

(83) M. Rheinstein, op. cit. p. xxvi-xxviii. なお、「社会経済学」が比較的「経済」に考察のウェイトを置いたのは、一つには、それが、「マルクスの挑戦にたいする返答」を意味したからであつたといつ(Rheinstein, op. cit. p. xxix)。

(84) M. Weber, Wirtschaft und Gesellschaft, S. 181. (小野木編訳四頁、世良訳四頁、厚東訳四九〇頁上段)なお、細野武男「法社会学の裏証的方法と課題」『法律時報』二五の六(一九五三)五頁中段(「他人に志向せられるものとしての個人の行為のみが歴史的事実であり、経験的に確認せられる材料」である)を参照。また、柚木馨『判例民法総論上巻』(一九五二)、

一一六頁を見よ。

- (85) Grundriss der Sozialökonomik, I. Abt. S. VII.
- (86) この場合、「社会経済学」が考察対象とする「経済」は、単に「経済的な (wirtschaftliche)」現象のみならず、「経済的に重要な (ökonomisch relevante)」現象・「経済的に制約された (ökonomisch bedingte)」現象をも含んだことは、周知の通りである。ところで、これら「経済」は、考察対象たるある事象に「『客観的に』附着していることきものではなく、考察者自身の「認識関心 (Erkenntnisinteresse)」の方向」によって当該事象の中に生み出されるものであったことに、注意すべきである (M. Weber, Die „Objektivität“, a. a. O. S. 161-2。富永他訳三二—三三頁、出口訳六五頁、六六頁上段)。
- (87) 林道義、前掲書、四三頁参照。
- (88) M. Weber, Die „Objektivität“, a. a. O. S. 169。 (富永他訳四二頁、出口訳七一頁上段)
- (89) M. Weber, Die „Objektivität“, a. a. O. S. 174。 (富永他訳四九頁、出口訳七六頁)
- (90) 矢田俊隆氏は、ウェーバーのこの「歴史的個体の因果的説明」(「因果的帰属」の操作)こそが、歴史学研究にたいして「科学性」を付与するものと捉えられた(同「歴史学」【社会科学入門】(みすず書房・一九四九)二六八—九頁)が、ウェーバーの「因果的説明」は、歴史学的研究によって明らかにされた歴史にたいして、社会学的考察を行なうに必要な手段であったと見るべきである。ウェーバーの「因果的説明」は、歴史学的研究の方法をなすものではない。
- (91) とくに、「経済」の社会学的考察については、青山秀夫『近代国民経済の構造』(一九四八)一四〇頁以下、大塚久雄『A-Betrieb』と経済的合理主義【マックス・ウェーバー研究】(大塚久雄編・一九六五)三〇三頁以下参照。
- (92) カール・レヴィット【ウェーバーとマルクス】(柴田治三郎・嶋圭平・安藤英治訳・一九六六)四三三頁末参照。

四

以上、マックス・ウェーバーの法の教義学的考察方法と社会学的考察方法との区別が、はたしてわが国において正しく理解されてきているかの問題関心の下に、ウェーバーの法の教義学的考察と社会学的考察とをわが国の法解釈学と法社会学とに見、ウェーバーの法の社会学的考察の「方法的特質」を「法解釈学と法社会学との対抗関係（ないし相補関係）」に見ようとするわが国法学界の一傾向に疑問を抱き、このような傾向を支えてきている矢崎光圀氏の見解をとくにとりあげ、これに疑問点を提示し些か私見を述べることでも多少なりとも、ウェーバーの法の社会学的考察のもつ意味を考えてきた。これをごく簡略に要約すれば次の通りである。わが国においては、ウェーバーの法の社会学的考察は、あたかも、これが普通法学から自由法論へという現実のドイツ私法学方法論の一傾向に即して提起されたものごとく見られたり、その考察手段の一つであるはずのウェーバーの「形式的に合理的な法」は、特定の歴史段階に現実ドイツ普通法学がもたらした形式的に合理的な性格の法と混同されたり、さらに他の「法」（すなわち「形式的に非合理的な法」・「実質的に合理的な法」・「実質的に非合理的な法」）ときりはなして単独に捉えられたり、最後にウェーバーの法の社会学的考察と法史学研究一般とが直接に結びつけられたりする傾向があったのである。これらのことは、法の社会学的考察における「理念型」概念が「仮説」でもなく「現実的なるものの叙述」でもなく、仮設の構成に役立つ、「叙述の手段」であったことが十分顧慮されていないこと、また、ウェーバーの法学的考察が法史にたいする社会学的考察であって法の歴史学的考察でないことが十分注意されていないことに帰因する。このように見てくれば、わが国において、ウェーバーの法の社会学的考察が必ずしも正しく理解されてきているのである。

しかしながら、問題は単にこのような指摘で済むわけのものでもなく、問題は、今後わが国において、ウェーバー

の法の社会学的考察をどのように捕捉して行けばよいかである。この点については、何はともあれ、ウェーバーの法の社会学的考察が必ずしも正しく理解されていない諸要因にたいしさらに検討を重ね、ウェーバーに即したできる限り正しい理解に達し、これによってウェーバー法社会学の成果をわれわれ各人自身の仕事に生かして行くことが肝要なのであるが、さらに次の諸点が課題となる。第一に、ウェーバーの法の社会学的考察は、当時『社会経済学講座』に結実した「社会経済学」の一環をなす考察とも位置づけられるべきものであった。とすればこの観点から、彼の法の社会学的考察は、単にこれのみを他から孤立させて捉えるのでなく、これをひろく『社会経済学講座』に結集した他の執筆者の問題関心・考察方法・考察対象とかかわらせて理解すべきであり、これによって、当時のドイツ・オーストリアの経済学界ないし社会学界における社会学的不いし社会経済学的考察方法の諸傾向の中へもう一度組み入れ直して、捕捉すべきである。⁽¹⁾ 換言すれば、ウェーバーの法の社会学的考察ないし考察方法の時代被制約性の認識の必要である。第二に、彼の法の社会学的考察は、他の一切の「社会的諸秩序」・「技術」の社会学的考察と併行して展開されており、「形式的」・「合理的」など「理念型」概念は、「法」・「国家」・「経済」・「宗教」などの考察の重要な手段となっている。この観点から、法の社会学的考察は、これを他のそれぞれの考察の成果とかかわらせて、理解せねばならない。⁽²⁾ 第三に、彼の法の社会学的考察は、歴史の特定的发展段階における法の考察（歴史学的考察）と必ずしも同じものではなかった。したがってこの観点から、ウェーバーの「法」の「理念型」概念が、法史学研究にたいしどのような意義をもち、法史学研究にどのように寄与しうるかが改めて問われねばならない。とくに、ウェーバーは、「教義学的構成」が法史学研究（のみならず法社会学研究）に「理念型」概念として役立つとか機能するとか指摘するのであるが、元来「理念型」概念ではない「教義学的構成」を「理念型」概念として用いるとは、一具体格的にいかなることか詳しく探ってみる必要がある。第四に、彼の法の社会学的考察は、法史についての社会学的考察であったのみならず、法学についての社会学的考察（例えば、自由法論にたいする社会学的考察）も含

んでいた。この考察態度をわが国法学界はもっと発展させ、法ドグマリーティカーないし法実務家の仕事やこれにうかがえる諸傾向を、ひろく「社会的諸連関」とかかわらせて、社会学的考察の対象領域にとりあげて行くことが必要である。これによって、法ドグマリーティクや法実務を「文化意義と因果連関」において認識しうることになるのである。このような問題について注目されたのが周知のように川島武宜氏である。川島氏はウェーバーの研究に触発されて、わが国の法社会学研究の今後の最も重要な課題の一つとして、「社会構成員（一般）の社会的行為が法によって制御 control されている」側面と併せてとくに「裁判官・行政官などの法的スタッフのサンクション行為（とくに裁判）」が法によって制御されている側面、換言すれば法的スタッフの行為が社会的に制御されている（つまり「法的」な社会統制をうけている）側面の考察の必要を示唆されたのである。すなわち、法の解釈・適用の問題それ自体を社会学的考察の対象にとりあげることである。この場合には、従来の「教義学的構成」とは別個に、新たに社会的諸概念を構成する作業が必要となる。このような考察および作業によって、法ドグマリーティク・法実務は、各時代の文化全体とのかかわりの中でこれを捉えることが、可能となるのである。

以上の諸点についてさらに考察をめぐらすことによって、日本の法学界は、ウェーバーの法の社会学的考察を自家薬籠中のものとなしえ、さらにこれを発展させうるのではないだろうか。本稿がこのためにたとえ僅かでも材料を提出しえたものとすれば、幸いこれに過ぎるものはない。

- (1) ウェーバーがとくに対決したシュモラーでさえ、経済史に「社会学的方法」をとり入れ、これが大きな影響を与えたとされている（宮下孝吉「シュモラー」、前掲書、一七七頁）。また、次のような発言も参照。「経済学における歴史的方法という歴史学派の伝来的な主張は、ウェーバーによって最も純化徹底せしめられ、理想型論において初めてその論理的基礎づけを見出した」と（白杉庄一郎『経済学史概説』（一九七一・重版）三〇七頁）。

- (2) 例えは、一方で近代の法の「非合理化」傾向と、他方で現世の主知主義化がすすむ中での「宗教的なものの非合理化」現象（知識人の「現世逃避」）とのかかわりの問題がこれである。M. Weber, *Wirtschaft und Gesellschaft*, S. 509.（小野木 編訳三八〇頁、石尾訳二八八―九頁、世良訳五二二頁および五二四頁註（八）参照。）
- (3) 「法社会学と法律学」『法社会学講座』3（一九七二）一六頁。（引用文の「」は筆者）

（一九八一・一・十九）

〔付記。本稿脱稿後、尾高朝雄「マックス・ウェーバーの法学方法論」『社会科学研究1 マックス・ウェーバー研究1』（鎌倉 文庫版・一九四八）所収を参照する機会をえた。文献（本稿一註（一））の一つに加えておきたい。〕